

高松家庭裁判所平成 26 年(家)第 191 号, 第 192 号子の監護に関する処分（面会交流）申立事件

申立人 母親 Y
申立人代理人弁護士 西山 司朗
相手方 父親 X

第三準備書面

平成 27 年 4 月 10 日

高松家庭裁判所 御中

父親 X ⑩

当書面において、平成 27 年 1 月 28 日付本件調査報告書の不当性につき、主として前審（高松家庭裁判所平成 24 年(家)第 462, 463 号子の監護に関する処分（面会交流）審判）の調査報告書を引用し、対比照合しながら論証する。

なお、今回から本件調査報告書の甚だしい不当性に鑑み、本件調査報告書をはじめとして、関連事件の記録の殆どを、プライバシーに関わる部分のみ消去し、詳細を解説しながらインターネット上にて一般公開することとしたので、公開サイトの写しを書証として提出する（乙 14）。

第一 本件調査官調査の問題点

本件は、確定審判（高松家庭裁判所平成 24 年(家)第 461 号, 462 号, 463 号, 並びにその抗告審, 高松高等裁判所平成 25 年(ラ) 第 119 号。以下前審確定審判という）に従った面会交流を母親 Y ら（父親 X は、本件における母親 Y 及びその代理人を共同不法行為の被告として損害賠償を提起しているもので、敢えて「母親 Y ら」と表記する。）が正当な理由なく一方的に履行拒否し、間接強

制執行をも無視ししながら、面会交流の禁止ないし頻度の切り下げを求めて申立てた事案である。

面会交流に対してこのような極度に拒否・妨害的事案においては、監護親の強烈な拒否感情を考慮しつつ子の福祉に特段の配慮をした慎重な調査、特に子の意思聴取については、客観的、且つ、科学的合理性に基づいた方法論が必要と解されるところ、本件調査方法は客観性も科学的合理性も欠き、調査事実に対する心理的考察基準の合理性もなく、従前の事実経過による背景事情の総合勘案をも無視して、報告を結論付ける調査官意見によって、恣意的な結論へと強引に誘導する不当極まりないものであるから、この点につき以下論証する。

1 非科学的意思聴取

証拠資料を引用する。乙第 13 号証として提出した、臨床心理士・降旗志郎先生の子童心理鑑定意見書は、長野家庭裁判所松本支部平成 22 年（家ロ）第 215 号子の監護に関する処分（子の引き渡し請求）審判前の保全処分申立事件（本案審判平成 22 年（家ロ）第 469 号）事件に乙第 10 号証として提出されたものだが、降旗志郎先生は、地元警察のプロファイリング捜査にも協力している、権威ある臨床心理士である。

右事件は、単独親権者母の不適切な監護に反発した子どもが、家出をして非親権者父による監護を求めたところ、親権者母が父に子の引き渡し、並びに、その保全処分を求めた事案であるが、子の意思による自発的家出が明らかである状況において、それでも尚、父は科学的で客観的且つ公平な視点で子の真意を立証すべく科学的な心理調査を依頼した資料である。これに対し、長野家庭裁判所松本支部の審判官高浪晶子（当時）は、子の福祉の勘案を怠り、申立人母が親権者であるとの安易な理由のみで本案及び保全処分の引き渡しを認めたが、東京高等裁判所はこれを破棄差し戻しとし（東京高裁平成 23 年（ラ）第 139 号, 140 号）、差し戻し審を担当した長野家裁本庁の指導に

より引渡請求は取り下げられた。その後、父が申立てた親権者変更調停も成立し、事件本人の子どもは父の下で幸福に暮らしている。

上記事件内容については本件と直接的には関連しないから措くとして、少なくとも本件のような状況下で子の意思を確定するのであれば、乙第13号証のような「1 知能検査 2 性格検査 3 文章完成法テスト 4 描画テスト 5 家屋画テスト 6 描木テスト 7 人物画テスト」と科学的で非常に信頼度の高い各種テストを取り入れた心理調査」を実施し、対象児の深層心理にまで踏み込んだ科学的且つ客観的な分析手法が取り入れられなければならないのは当然である。

2 調査の手法的問題点,及び,調査事実から推認される問題点

(1)本件調査報告書における問題点につき指摘する。本件調査報告書6頁10行目に依れば,調査官渡邊が面接に際し,二女に面接の質問内容について事前に手紙を郵送したことが述べられている。しかしながらこのような方法は面接に際して母親Y側(監護親並びに代理人)に事前情報を与え,対策を立てる余地を与えるものであって,子の真意から遠ざかる危険性を否定できない。このような方法を取ること自体,従前母親Yが面会交流に対して極度の否定的態度を示してきたという事情を全く無視したものであり,且つ,一方的に母親Y側の意向を反映しようとする不公正な手法を疑わざるを得ない。

(2)本件調査報告書6頁26行目から30行目にかけて,二女が学童において父に会いたくない(他のことがしたかったという意味と思われる。)ときもあったとの旨を陳述した記載があるが,このような事は自然な親子の交流の中で,二女自身が父に告げれば済むことであり,殊更に問題視して交流頻度を切り下げる理由には相当しないから,念のため指摘する。

(3)本件調査報告書7頁2行目によれば,母が父を嫌がる理由として,二女は「父にお金を取られたり」などと理解していることが述べられているが,このこと自体が明らかに事実に反する。離婚等請求事件一審判決(乙15 御庁平成

25年(家ホ)第2号)において,別居以前の生活費の負担としては,原告(本件母親Y)が食費を,被告(本件父親X)がそれ以外の住宅ローン(当時は月額6万2273円)水道光熱費(月平均2万5000円程度),保育料(月3万円),原被告使用の携帯電話料金等の通信費(月平均1万6000円程度)及び生命保険料等を負担していたことが認定されており,別居後も平成23年6月から母親Yが面会交流の不履行を起こすまでの平成25年11月までの間,任意に月額3万円を給付してきた(御庁平成26年(家)第269号婚姻費用分担申立事件審判)。さらに前記婚姻費用分担審判が確定後9万円を支払い,毎月の養育費も欠かさず支払っているのが事実であって「父にお金を取られたり」などという事実はないところ,面会交流を履行せず,その間接強制金の支払いも無視しているのは母親Yである。すなわち,事実は真逆であって,現に父からお金を取り上げているのは母である。さらに母親Yは離婚訴訟一審において不当な300万円もの慰謝料請求を申立て,父からお金を取り上げようとしている(請求は棄却された)。

このような次第であるのに,自己で一次情報を取得することのできない二女が「父にお金を取られたり」などと誤った理解をしていることは,明らかに母親Yが二女に虚偽情報を与えていることが推認されるのであって,二女の父に対する意向形成には,明らかな瑕疵,動機の錯誤が存すると解する他ないから,本件調査が子の意向として採用する結果を子の真意と即断することはできない。

このような二女においての事実誤認は,前審確定審判の調査報告書(乙12)にも報告されており,9頁4行目後段から5行目において,二女が「お母さんがお父さんにお金を渡したのに,仕事をしないで…」との旨を陳述した記載があるから,別居から現時点までの長期間にわたり,母親Yが二女に対して父への消極的意向を形成させるべく,意図的に誤認を誘発する情報を与え続けてきたことが推認される。

(4)本件調査報告書7頁4行目から5行目にかけて、二女の陳述として、父に会うことにつき、母が嫌がるだろうと監護親の意向を過度に忖度していることが伺われる記載がある。この点につき、前審確定審判の調査報告書（乙12）を引用すると、調査官が二女に父宅での宿泊について尋ねたところ「お母さんが怒る。」と述べている（乙12 前審確定審判調査報告書9頁8行目後段～10行目前段）。また、調査官が父と会う頻度について尋ねたところ、週に一回ぐらいがいいと述べ、そのような気持ちを父母に伝えたことがあるかと尋ねると、お母さんに怒られるから（気持ちを伝えたことは）無いとの旨を返答したことが報告されている（乙12 前審確定審判調査報告書9頁13行目後段～16行目）

これらに照らせば、二女が監護親の意向を非常に恐れ、父との交流について真意を表明できずにいることが明らかである。

(5)本件調査報告書7頁5行目後段から7行目において、二女が面会交流について「父に会ったら、そのまま連れて行かれるかもしれないと思った。それは私が思っただけで、母がそう言った訳ではないし…」と語ったことが記載されている。

上記について検討すると、通常、人間の思考の働き方として、仮に「父に連れて行かれるかもしれない」と思ったとしても、「母がそう言った訳ではない」などと脈絡のない展開の仕方はしないものである。この段の二女の陳述は展開の仕方が不自然極まりないが、これについては三つの可能性が考えられる。一つは調査官が「母がそのような可能性（連れ去られるかもしれないという可能性）を二女に示唆しているのか？」とダイレクトに二女に質問した場合であるが、いうまでもなく未成年者が母を過度に恐れている状況下でこのような質問をしたとすれば、二女においては指摘のような否定の答えにならざるを得ず、そうだとすれば母がそのような事を吹き込んでいるわけではないとの答えを引き出す為の、実質的な誘導尋問である。

二つ目の可能性としては、調査官は何の質問もしていないが、二女が記載のように述べた場合である。この場合は、そもそも聞かれてもいないのに母への擁護を、自発的に付け足すのであるから、上記のような思考の展開の仕方の不自然さが一層際立ち、母親Y側が常態的に「面会交流をすると父に連れ去られる」と吹き込んでいるが、調査によってそのことが露見しないよう二女に口止めした可能性が指摘できる。この点が上記(1)項で指摘した、質問内容について事前に手紙を送付するという手法の問題点でもある。

三つ目の可能性としては、上記二つが相乗されている可能性である。

一つ目の可能性であれば調査におけるカウンセリング手法が不適切であるし、二つ目の可能性であれば、母親Yらが面会交流をするとそのまま父に連れ去られるかもしれない、と二女に吹き込み、不安を煽って交流に消極的意向を形成させようとしていることの証左でもある。また、7頁18行目から19行目にかけても、父が下校途中の二女に会いに行った際「このときも、もしかするとそのまま父に連れて行かれるかも知れないと思った。」との陳述の記載があるが、反射的にこのような思考へと至ることは、常態的に母が「面会交流をすると父にそのまま連れて行かれる。」と脅していることが強く推認される。

三つ目の可能性については論ずるまでもないが、いずれにしろ指摘の段からは、子の瑕疵ある意向形成を利用して子に責任を転嫁し、面会交流拒否や頻度切り下げを正当化しようとする、子の福祉を害するドス黒い意図を指摘せざるを得ない。

なお、上記の指摘を含めて、このような状況下にある子どもの気持ちを証するため、かつて父と引き離された子どもの立場から、啓発活動に取り組んでいる満野和敏氏のブログ記事を乙第16号証として提出する。

(6)本件調査報告書7頁12行目から26行目にかけて、父が学校に来ることについて、友達目を気にするあまり消極的である旨の二女の陳述があるが、こうした状況下にある子どもが、このような意向を形成しがちであること自体は

首肯できるところである。

一般的に言って、こうした状況下の子どもは自らの複雑な家庭事情を恥じており、両親の離婚を友人には隠していることが多い。本件父親Xは幼いころ両親が離婚し、母を知らず男手ひとつで育てられた。それゆえにこうした状況下で、我が子がどのようなつらい思いをするか、親の離婚がいかにより子どもを傷つけるかが手に取るように理解できる。なればこそ夫婦同居を最高裁まで争い、離婚も最高裁まで争ったのであるが、子のために離婚しないという主張、並びに、子のために円満家庭と同程度に子の福祉を担保できる共同監護、ないしは親権と監護権の分属を求める請求（共同監護的処分が、最もよく子の福祉を担保し得ることについては後述する）は、裁判所によって排斥された…

それは兎も角として、二女がこうした意向を有するのであれば、それは父として二女との交流の中で確認し、二女の意向を尊重しつつ友人関係に配慮して学校と関わっていくことはいくらかでも可能である。

こうしたことを話し合い、相互理解を為すためにも十分な交流時間は担保されるべきであるところ、それに逆行して交流頻度を切り下げることは、子の福祉を害する行為以外の何者でもない。

(7)本件調査報告書8頁3行目後段から7行目において、二女が面会交流の頻度についての希望として、月一回ぐらいがいいと陳述した旨が記載されている。

しかしながら、この段の二女の陳述には、月一回と希望する理由付に相当の混乱がみられるから、以下指摘する。

面会交流の頻度を月一回と希望する理由として、二女は「月2回だったら、父に会った週の次の週に友達と①遊んだとして、その次の週にはまた父と会うことになって、②もしかしたら、そのとき家で遊びたい③かもしれないし、母や祖母と買い物に行く④かもしれない。友達と遊ぶ約束をする⑤かもしれない。」と述べ「だから月1回ぐらいだったらいいと思う。」と締めくくって

いるが、この短い理由付の中で、二女が掲げた理由付は、①②③④⑤の全てが仮定形であり、不確定な将来の推測的な事象を根拠にしている。また、③④⑤に至っては、自己の能動的な意思の発現の帰結ではなく、そうなるかもしれないという受動的な帰結の表現であり、同時に外力による意思の変更を軸にしたものでしかない。このような理由付は到底本人の積極的意向として認められるものではないが、ここで再度前審確定審判調査報告書（乙12）を引用比較すると、9頁6行目後段から19行目前段にかけて面会交流の具体的頻度や回数について、二女は(i)父母の間を行ったり来たりできるのがいい。(ii)父宅で泊まりたい。泊まるなら3日ぐらいがいい。(iii)面会交流の時間は（過去の試行的面会交流の時間、午前10時から3時に比べて）もっと長いのがいい。(iv)頻度としては週に1日ぐらいがいい。との旨の意向を上記①②③④⑤のような仮定に依る薄弱な理由付ではなく、明確に自己の意向として表明していることが報告されている。

また、本件調査報告書8頁10行目から11行目にかけて、面会交流時間について高松にいたころ午前10時から3時ないし4時で実施されていたという二女の記憶が記載されているが、これは前審確定審判での試行的面会として2回だけ実施された時の時間であり、その確定後たった一度だけ履行された面会交流は午前10時から午後6時であったが、母親Yらの債務不履行により、二女の記憶が混乱をきたしているか、薄れているか、意図的に記憶を封印している（せざるを得ない状態にある）かのいずれかであろうことが伺われる。

いずれにしろ上記の指摘を総合的に踏まえて検討すれば、子の意向についての信頼度は、本件調査報告書に比べて前審確定審判調査報告書の報告の方がはるかに信頼度が高いと言える。

なお、本件調査報告書の調査官意見において、調査官渡邊直子ないし松井由紀子は、上記指摘のような明らかに不自然な点を全て無視して素人以下の幼稚な調査方法、心理評価基準を根拠に、二女の意向は月一回午前10時から午後

3時であるなどと断じ,再三指摘しているように母親Yらの故意による債務不履行,間接強制も無視する違法性という背景状況,そしてその違法を正当化するために母親Yらが子に対してどのような行動に及ぶかという勘案も全て放り出し,強引に予定した結論へと誘導しようとしているから,この点は更に詳細を後述する。

(8)本件調査報告書8頁15行目から10頁1行目にかけては,主として長男の調査時の概要が記載されているが,長男の意向の表明と言えるものは何もない。しかし,その時の行動から問題が推認される点があるので,この点につき指摘する。

一見,報告書記載の長男の様子からは,多動とも思えるほどの落ち着きのなさ,他者への拒否的姿勢,若干の粗暴さ,自己の内心の表明に対する抵抗が観察される。このような兆候は今後の長男の精神的発達にとって非常に危険な兆候と思われるが,我が国においては一部の良心的心理臨床家を除くと離婚後両親と子の関わりについての研究が全く進んでおらず,家庭裁判所の知見も異様に低いレベルにある。しかしながら諸外国においてはこうした研究は当然に進んでおり,多くの研究結果や統計が報告されている。こうした研究結果が一致して採用している結論は,離婚後の別居親との関わりが子の福祉に決定的に重要な要素であり,別居親との交流の質・量ともに同居親と等分する共同監護が,最も子の福祉に適うとの結論であるが,反面,別居親との関係が薄れる単独監護下では,子の多くの問題行動の発生率が上昇することが報告されている(乙17,乙18)。

また,ケンブリッジ大学心理学科社会発達学教授であるマイケル・ラム(Michael Lamb)博士は,論文Placing Children's Interest Firstの中で「子どもが,父親と面会交流で娯楽をするだけでは不十分である。子どもが社会性を身につけ,精神発達を遂げるには,子どもの宿題,部屋の掃除,礼儀正しい振る舞い,決まった時間に就寝すること,学校の準備をすることなどについて

ての議論から、父親を除外しないことが必要である」と指摘し、「水曜の夜の食事と隔週に2泊3日の面会交流では、親子が1週間も会わないことによる弊害が生じ、親と子の関係が疎遠なものになる。学校の有る日も無い日も、子どもの昼の活動も夜の活動も、全ての年齢の子どもにとって、重要な意味がある。2人の大人が、子どもの「親」であり続けて子どもと暖かい関係を維持するためには、子どものいろいろな場面で、恒常的に頻回に子どもと接することが必要である。学校の無い時間のうち、少なくとも3分の1を、非同居親と過ごすことが必要であると結論している。

上記を勘案すれば、長男の問題行動には父親との関係性の薄さが深く関わっていることが推認され、こうした点における最低限の交流頻度の必要性を指摘する前審確定審判申立人（本件父親X）の主張を、ある程度認めたからこそ、前審担当の高松家庭裁判所所長（当時）岡原剛判事は、我が国の後進的実情のなかではトップクラスとも言える月2回各8時間の面会交流を、紛争を回避し強制執行力を担保するために細目に亘って定める審判をしたものと解されるどころ、そのような実情において審判に従わない違法な母親Yらの言い分を追認し、正当化しようとする本件調査官らの態度は、明らかに子の福祉を迫害するものといわざるを得ない。

(9) 本件調査報告書前記長男の段における問題点を、もう1点指摘する。

報告書9頁17行目から19行目にかけて、父が二女の運動会を観覧に行って長男と再会した際（乙11）、そのことを母に「怒られた」ことが長男によって陳述されている。父と会ったのは偶然でもあり（二女の運動会である）、なんら長男が責めを受けるいわれはないところ、それを怒ること自体子を迫害する心理的虐待といえ、母親Yが具体的にどのような行動で子どもらに圧力をかけ、子の意思を圧殺し、捻じ曲げようとしているかの、長男による明確な立証でもある。

なおこの点について調査官意見に記載があるが、その意見は非常に不公

正なものであるから、後述して論証する。

3 調査官意見の不当性,並びに,不公正さ

本件調査報告書の調査官意見に対して指摘,反論を加える。

(1) 本件調査報告書11頁16行目から18行目において,調査官は上記2の(5)で指摘した問題点を無視し「相手方(父)に不用意に会えば**高松に連れ帰られ**,申立人(母)や兄弟と離れ離れになるかもしれない」と二女が感じた?(他者に刷り込まれた見解を自己の見解と取り違えさせられている。)ことを語った点を殊更に槍玉に挙げ,父との接触を避けていたことにし,二女に責任を転嫁して,母親Yらの違法な債務不履行(面会交流不履行)を追認正当化することに加担しているが,そもそもこの理由付自体が時間的継起から考えて成立しない。

本件母親Yが未成年者らを連れて訴訟係属中(離婚訴訟控訴審)であるにもかかわらず,父に無断で面会交流履行についての連絡すらせず,県外に転居したのは平成26年3月末ごろである。しかし母親Yらが正当な理由なく債務不履行(面会交流不履行)を起こし始めた(といってもそれまでに一回しか履行していないが)のは平成25年12月からであり,**高松に連れ帰られ**などと怖れる理由自体が成立しないから理由齟齬である。

(2) 本件調査報告書11頁23行目から31行目にかけて調査官意見として要約すると以下の旨が述べられている。

- ① 転居により未成年者らを取り巻く環境が変化した。
- ② 未成年者らが日々成長している。
- ③ 面会交流を巡る両親の紛争に巻き込まれている。
- ④ 相手方(父)に対する気持ちや面会交流についての意向に変化が生じている。

として,子らが安心して相手方(父)と面会交流をするためには新たなルール化が必要などと結論付けているが,要するに新たなルール化などと称す

るのは面会交流の頻度・時間を切り下げる不正な結論を指すものであり、その理由も子の福祉に配慮してなどではなく、前審確定審判を無視し、間接強制も無視し、箸にも棒にもかからない母親Yらの対応に窮して、父親Xの父としての権利・義務を害し、子の福祉をも害することを平然と是とする悪質な意見でしかないから全て失当である。

まず、①については確かに環境は変化しているが、学校や友人関係の変化についての状況対応としては、本書面7頁12行目から14行目において指摘したとおり、父として二女との交流の中で確認し、二女の意向を尊重しつつ友人関係に配慮して学校と関わっていくことはいくらかでも可能であるから、なんら交流の新たなルール化と称する、面会交流の頻度切り下げ理由には相当しない。その他の環境変化として認められる点は、これまで論証してきたとおり母親Yらが子の意向を捻じ曲げて父と子を切り離すべく圧力を強めている点であるが、いうまでもなくそのような不正を追認するために、前審確定審判を覆すことなど許されるわけがない。

②については当たり前だが子どもは成長する。成長するから面会交流を減らさなければならないなどという馬鹿げた理由はないし、前出のマイケル・ラム (Michael Lamb) 博士の論文 Placing Children's Interest First や乙18ないし乙19、(筆者注 この部分は原文で誤記していました。正しくは乙17ないし乙18です。) その他諸外国の無数の研究成果におけるコンセンサスを勘案すれば、今後思春期に突入する未成年者らの、あらゆる場面において父との関わりが重視されなければならないから交流頻度を減らすことなど論外である。

③についてはそもそも表現自体が失当で、本件は「面会交流を巡る両親の **“紛争”**」などではなく、確定審判に従わない母親Yらの違法且つ一方的な拒否でしかない。紛争は前審判の確定を以て終結しているところ、それを敗訴ととらえ、蒸し返すことに必死な母親Yらの行為を **“紛争”** という概念にす

り替え、子を巻き込んでいるなどとするのは、父に責めの一端を転嫁しようとする悪質な印象操作である。**何度でも言うが、本件父親Xは未成年者らが高松にいるときから、審判で決まったことはきちんと実行してほしいと言っているだけである。**

大體裁判が確定して紛争が解決していないというなら、裁判は全て無意味であり、なんら紛争解決に資さないということにしかならないではないか!?

④についても本稿で指摘してきたとおり、意向の真実性に対する疑義、意思形成の過程、幼稚な調査手法、独断的な心理評価基準の全てが問題であり、背景事情を無視し、なぜそのような意向を表明するに至っているのかの勘案も故意に怠ったうえでの悪質な理由付としか評価されない。

また、母親Yらが誠実に面会交流を履行していれば、このような意向を未成年者らが表明する（せざるを得なくなる）仕儀にいたっていないことは、十分に推認できるところである。

これらの指摘を総合すれば、本段における調査官意見には、なんらの正当性も認められない。

(3) 本件調査報告書12頁1行目から6行目において、調査官は二女の希望する面会交流は、月一回午前10時から午後3時ないし4時であるなどとし、二女が述べる理由は合理的であり、了解可能、母親Yの意向に沿った不自然さはないなどの旨を述べる。しかしこれほど不合理且つ不自然な意向表明はないから、指摘論証する。

まず面会交流についての頻度は甲第19号証における、附帯抗告申立人側（母及び代理人弁護士西山司朗）の月一回午前10時から午後3時という請求と全く同じである。甲第19号証は前審確定審判が確定した抗告審（高松高等裁判所平成25年(ラ)第119号）に母親Yらが原審判の交流頻度切り下げを狙

って附帯抗告してきたものだが、要するに前審が確定する以前から、調査官が“子の意向”などと称する頻度に面会交流を切り下げろと母親Yらは主張してきたが、高裁において棄却されている。しかるになぜその“子の意向”なるものが棄却された母親Yらの請求と全く同じなのか？

このような不自然なものを“子の意向”“真意”などと断ずること自体馬鹿げており、通常程度の知能を有するものがみれば、これが母親Yらの意向であり、且つ、敗訴（と母親Yらは思っている）した裁判の蒸し返しであることは、容易に理解ができる。

この点について本件母親Y代理人西山司朗は、面会交流不履行直後から、御庁鍵本調査官殿に定められた交流要領を無視し「調整をしろ」などと意味不明のねじ込みをして拒否されている（乙20）。西山司朗の言う調整とは、要するに審判が不満であるからそんなものは無視してもっと時間を切り下げ、自分らが主張する月一回10時から3時で応じろと、本件父親Xを家裁が説得するようにねじ込んだものと解する他ないが、このことから“子の意向”などと称するものが、母親Yらの意向の押し付け、二女に対する圧力の結果であることは、容易に推認できる。

無論どのように考えるかは人によって違うこともあり得るから、冒頭に記載した様に本件資料並びに関連事件資料は全てインターネットで公開し、一般社会の良識や常識に照らして判断して戴く。尚、他のチャンネルでも徹底的に拡散周知の予定で、暗黒裁判を許す気はないということである。

次にこのような理由が合理的であるなどとする根拠が不明であり、単なる調査官の主観に基づいた独善評価としか言えず、合理的なのではなく単に一応辻褄が合っている（合わせている）という程度の評価しかできないところ、上記2の(7)で論証したとおり、相当に混乱した薄弱な理由付にしかなくていない不合理さが顕著である。当然、なぜこのようなものが了解可能なか不明であり、要するに「合理的」「了解可能」などの文言を使用しているだ

けで全く内容が空虚である。

また、一応辻褄が合っているのも再三指摘してきた、予め質問内容を手紙で送付するという問題ある方法論に照らせば、これこそ了解可能である。

(4) 本件調査報告書12頁11行目から14行目にかけて、二女の学校調査結果から「誰に対しても意見を述べられる」「自身の葛藤状況を言語化できる」「複雑な心中であっても状況に流されず意向表明できる」などとの調査官意見が記載されているが、本件調査報告書3頁に記載されている前記を類推させる二女への評価は、あくまで学校生活における友人関係についてのものであって、上記2の(4)で指摘した様に「怒られる」ことを恐れている親に対してのものではない。通常、一般的に言ってもこのような状況にある子が、同居親に対して別居親に関わる真意など表明できない（調査官に表明すれば同居親に伝わることは当然に理解できるであろう）ことは数々の裁判例、乙16を見れば明らかである。前提とする相手が異なるのだから上記意見を以て“子の真意”を強弁する調査官意見は明白な失当である。そしてこのあたりが何の科学性もなく、強引に月一回という結論に流し込もうとする調査官の詭弁テクニックである。

(5) 本件調査報告書の調査官意見、11頁19行目から22行目と10頁の二女の“真意”を強弁する段とを比較する。

まず、11頁19行目から22行目には、長男が父に会って怒られたことの記載があるが、その前段で「おそらく二女の運動会で父親Xに会っており」などの記載があるところ、会ったのは「おそらく」ではない。甲第11号証として長男と会って撮影した写真を提出している。それを「おそらく」などということは、要するに調査官らは真面目に本件の資料すら見ていないということに他ならない。

次に長男が父に会って「ママに怒られた」と述べたことを聴取していることが9頁19行目に記載されているのに、11頁20行目後段から21行目に向け

て、聴取した陳述に対して（それが事実かどうか分からない）などと敢えて疑いを差し挟む記載をしている、しかるにその一方で10頁においては不合理且つ不自然さが明らかな、二女の“真意”については縷々強弁を繰り返す。

これらに照らせば本件調査官らが面会交流切り下げの結論誘導の目的を以て、母親Yらが子の真意を捻じ曲げている母親Yに不利な情報の印象を弱め、一方で二女の瑕疵ある意向を真意に仕立て上げる操作を強め、二女に責任を転嫁して父親Xの権利・義務を制限しようとする、当事者の一方に加担する不正な印象操作、情報提示の詭弁テクニックを弄していることは明らかである。

何度でも言うがこうした詭弁テクニックは、年端もいかぬ子どもに責めを負わせ、子を迫害する良心に恥ずべき行為である。

第二 裁判例

1 親権者変更

ところで本件のような極度の違法的態度を有し、箸にも棒にもかからない監護親に面会交流を履行させる事は、容易ではないことも理解できるところである。その有効な方法として、近時一つの判断が示された。

本件と類似する点が非常に多いが、福岡家裁は面会交流の実現を重視し、正当な理由なく拒否する親から別居する父親に親権者を変更することを認めている（乙21）。家裁の中にも正義があり、正当な判断ができる裁判官もいるということであろう。こうした判断理論は乙22の裁判例にも採用されている、いわゆる友好的親原則であり、単独監護下の子どもらが、同居親の刷り込みによって別居親を標的として否定を繰り返す、片親疎外の状態において最も効果的な方法である。片親疎外の提唱者である、リチャード・A・ガードナー博士は著書の中で、片親疎外の標的とされた親に身体的監護権を変更する

と(実際に監護をすると)短期間に片親疎外の症状は消失することを指摘している。

こうした共同監護状態形成処分は、世界的には当然の正当性を有しているから、本件父親Xも追って親権者変更を提起するが、これら正当な判断からは少なくとも面会交流がいかに子の福祉にとって重要であるかが前提とされているところ、本件の如く違法な面会交流拒否を追認正当化し、不正が疑われるような調査操作を行ってまで、当事者の権利、子の福祉を害することが、どのように社会的に評価されるのか十分に思料されたい。

2 面会交流不履行を共同不法行為と認めて、弁護士と当事者に賠償を命じた裁判例

本件父親Xは、本件母親Yとその代理人である西山司朗を被告として、損害賠償請求を提起しているが、類似の事案で弁護士にも連帯して賠償を命ずる判決が先行して出たから、これを乙第23号証として提出する。

判決においては、故意に面会交流の履行連絡を怠った弁護士の行為を誠実協議義務違反と認定し、不法行為の成立を認めている。前提としてそれだけ面会交流を重視しているということでもあるが、このような判決が出る中、母親Yらの不法行為を追認するが如き結論を出すことが、どのように社会的に受け止められるか熟慮されたい。

第三 その他の不当性

本件調査タイミングから疑われる不当性

本件調査報告書によると、調査の命令が発せられたのは本件父親Xが平成26年11月7日付第二準備書面を提出した直後の11月9日である。本件父親Xは同書面において、二女と遭遇したときのことを以下のように説明した。

「9月10日16時頃、種々の調査のためAAA市まで出向いていた父親Xは、母親Yの不法行為により長期間接触を断たれている次女の様子が心配な

ので、もしかしたら様子が見られるかもしれないとの期待を込めて、ついでではあるが通学路付近を通ってみたところ、偶然次女 B 子と遭遇することができた。

その際、次女 B 子が驚いた様子で「なにしにきたん？」と尋ねたのは事実であるが、B 子はおどおどしながら周囲を見渡し、明らかに母親 Y に知られるのを恐れている挙動で父親 X は胸が痛むしかなかったが、それ以上の言葉をかけることも憚られたので、黙って見送った。」

以上であるが、この直後に調査命令が発せられたのは、前審確定審判調査報告書において明らかに父に親和し、週一回の面会交流、3日程度の宿泊、試行面会より長時間の交流を希望する意思を示していた二女が、理由は兎も角として父との接触に消極的意向を形成しつつ（されつつ）ある様が伺われたからである。

要するに裁判官福井三枝はこれまで前審確定審判調査報告書の報告から、調査を入れてしまうと二女の面会交流に対する積極的意向を聴取してしまうことになりかねないと考え調査を躊躇していたが、消極的意向が伺われたのでこれを母親 Y らの主張通りに面会交流を切り下げる好機ととらえ、二女を使って切り下げの理由作りをするために即時調査命令を発したものとして、十分に了解可能である。

無論、これは本件父親 X の邪推に過ぎない可能性も否定できないから、この点も世に問う。

なお、本件母親 Y 代理人である西山司朗が、本件前置の調停第一回期日において、乙第20号証の意見書に記載されている“調整”なるものを求める態度を全く取らず、なんら調停で話し合おうとせず即刻審判にせよと大騒ぎを演じ、調停は何の話し合いも為されないまま、第一回で不調となったことを併せて付記しておく。

第四 結語

以上を総合すれば本件調査報告書には全く正当性も公平性も公正さもないから、調査官意見が採用されるべきではないことが明らかである。

以上